遠藤　秋男　狩野　光男　鈴木　茂四
春原　正美　竹内　國泰　出井　正
西海　龍平　根本　正　野田　和夫
藤原　義澄　三好　直人　室谷　夏樹
山西　幸三
瑞宝双光章を授ける（各通）
赤川慶二郎　宮下　篤三　山口　晉
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十九日）
上原　敏護　塩谷　剛　高原　三男
瑞宝双光章を授ける（各通）
中根　五郎
瑞宝単光章を授ける（以上五月三十日）
（三重大学名誉教授）
松島　二良
瑞宝小綬章を授ける
飯塚　勇　井芹　博美
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上五月三十一日）
富張　昭一
瑞宝単光章を授ける（六月一日）
佐々木二三男
瑞宝双光章を授ける（六月三日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、七月三日午後五時御出門、横浜ロイヤルパークホテルにおいて開催された第六十四回国際ゾンタ世界大会閉会カクテルレセプションに御臨席のため、神奈川県横浜市へ行啓、同七時二十九分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成三十年七月六日　国土交通大臣　石井　啓一

一　登録海技免許講習実施機関の名称　茨城県立海洋高等学校
二　代表者の氏名
（変更前）大和田俊一
（変更後）鈴木　仁
三　変更年月日　平成三十年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成三十年七月六日　国土交通大臣　石井　啓一

一　登録船舶職員養成実施機関の名称　千葉県立銚子商業高等学校
二　代表者の氏名
（変更前）林　道行
（変更後）鈴木　智
三　変更年月日　平成三十年四月一日

労　働

中央最低賃金審議会委員の使用者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦について

中央最低賃金審議会の使用者を代表する委員高橋弘行から平成30年8月28日付けで辞任する旨の申出があったため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項の規定に基づき中央最低賃金審議会委員の使用者を代表する委員の補欠の委員を任命するに当たり、最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき候補者の推薦を求めることとしたので、関係使用者団体は、次の「中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、使用者を代表する委員の補欠の委員の候補者を推薦されたい。

平成30年7月6日

厚生労働大臣　加藤　勝信

中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1　推薦資格　使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。

2　候補者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号のいずれにも該当しない者であること。

3　推薦手続　推薦資格を有する使用者団体は別紙による推薦書により、推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に次の書類を添付して提出すること。
①　候補者の履歴書　2部
②　中央最低賃金審議会の委員に就任することについての候補者の内諾書　1部

4　推薦締切日　平成30年7月27日

5　推薦書及び添付書類の提出場所　厚生労働省労働基準局賃金課（東京都千代田区霞が関1丁目2番2号）

別紙

平成　年　月　日

住所（主たる事務所の所在地）
使用者団体名（代表者氏名）　印

厚生労働大臣　加藤　勝信　殿

中央最低賃金審議会委員の使用者を代表する委員の補欠の委員の候補者として次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属会社・事業場名及び地位	略歴	備考

（記入上の注意）　所属会社・事業場名及び地位欄には、候補者の所属会社、事業場が複数ある場合には、その所属会社、事業場名及び地位を全部列挙して記入すること。

公　告

諸事項

工場財団

金沢市西金沢二丁目162番地**羽二重豆腐株式会社**の工場財団に金沢市西金沢二丁目162番地羽二重豆腐株式会社の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年7月6日　金沢地方法務局

税理士懲戒処分公告

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年6月26日から8月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年7月6日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　浅井日出男
税理士名簿登録番号　第20590号
税理士事務所　愛知県一宮市萩原町花井方字郷中953番地の1

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年6月27日から4月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年7月6日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　植田　潔
税理士名簿登録番号　第54358号
税理士事務所　大阪府大阪市中央区内平野町1―3―4